

千葉県介護に関する入門的研修事業 仕様書

1 事業目的

介護未経験者に対し、研修や職場体験、介護事業所等へのマッチング支援を実施することにより、介護分野への参入のきっかけを作り、介護の業務に多様な人材の参入の促進を図る。

2 委託期間

契約の日から令和8年3月31日

3 委託料の上限

5,660,000円（消費税及び地方消費税含む）

※県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用とする。

4 委託業務内容

（1）研修事業

研修については、千葉県介護に関する入門的研修事業実施要綱に規定する内容及び時間数とする。なお、研修の実施については、「基礎講座のみ」及び「基礎講座及び入門講座」の2通りとする。

ア 研修予定についての事前報告について

受託者は、研修の日程・場所、種別（「基礎講座のみ」又は「基礎講座及び入門講座」）を決定した後に速やかに県に報告すること。

イ 研修の申込及び受講決定について

研修の申込及び受講決定については、受託者が受付及び受講決定を行い、関係書類とともに県に報告すること。

ウ 研修の実施について

（ア）1講座あたりの研修日数は、「基礎講座のみ」の場合は1日、「基礎講座及び入門講座」の場合は3日間以上とすること。

（イ）研修については、1講座につき40名を定員とすること。ただし、別途県との協議により変更することも可とする。

（ウ）研修については、以下の5圏域内において各圏域1か所以上で実施すること。

○ 東葛北部・東葛南部圏域

(松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市)

○ 千葉・市原圏域

(千葉市、市原市)

○ 印旛・香取・海匝圏域

(成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市)

○ 君津・安房圏域

(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町)

○ 山武・長生・夷隅圏域

(東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町)

(留意事項)

入門的研修の実施場所については、各圏域内で既に独自に研修を実施している市町村がある場合、研修未実施の市町村で実施するなど、十分に配慮すること。

(エ) 各圏域において、「基礎講座」を1回以上実施すること。

(オ) 各圏域において、「基礎講座及び入門講座」を1回以上実施すること。

(カ) 研修会場については、講座内容により適切な広さ、設備のある会場で実施すること。

(キ) 過去に「基礎講座のみ」修了した者が「基礎講座及び入門講座」を受講する場合は、「基礎講座」は免除することができる。

エ 修了証明書に係る事務

(ア) 受託者は研修の各講座の終了後10日以内に、研修修了者の氏名、住所、生年月日、入門的研修の区分（「基礎講座」又は「基礎講座及び入門講座」）、修了年月日を県に報告すること。

(イ) 県は、受託者から報告された研修修了者の一覧をもとに、修了証明書を作成

する。

- (ウ) 受託者は、県から修了証明書の送付があり次第、研修修了者へ修了証明書を送付すること。

オ アンケートの実施

受託者は研修修了者に対し、アンケートを実施し、県に報告すること。

(2) 職場見学・職場体験の実施

研修受講者のうち、希望者等に対し、介護施設・事業所等での職場見学又は職場体験を実施する。

ア 職場見学又は職場体験は、希望者に対し1回以上は行うこと。

イ 職場見学又は職場体験を行う際には、職場体験先と受託者が連携を図り、実施すること。

ウ 職場見学・職場体験時の災害が発生した場合の補償のため、損害保険に加入しておくなど必要な措置を講じること。

エ 職場見学又は職場体験が終了した際には、職場見学者・職場体験者にアンケートの提出をさせ、受託者は管理すること。

(3) 介護事業所とのマッチング支援等

研修受講者のうち、介護分野での就労を希望する者に対し、県内の介護施設・事業所、福祉人材センター等と連携し、マッチング支援を実施する。

ア 利用者の相談対応等、マッチング支援を実施できる体制を整備すること。

イ マッチング支援希望者に対し、千葉県福祉人材センターで実施する「福祉人材バンク」への登録を促すこと。

ウ 個々の求職者のニーズに合った施設・事業所を紹介できるよう、多様な職場の開拓を行うこと。

エ 必要に応じ、ハローワーク等への同行や、就職説明会等への参加を促すなど、個々の求職者に合ったふさわしい職場紹介を行うこと。

(4) 事業の周知・広報活動

チラシ、インターネット、SNS 等を用いて本事業に関する周知・広報活動を行うこと。

5 職場体験及びマッチング支援に係る実績の報告

受託者は、県が別に指示する方法により、本県に職場体験及びマッチング支援の実績について報告すること。

6 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、委託者である本県と連携を密にし、疑義が生じた場合は、受託者、委託者双方が協議の上、これを処理する。
- (2) 本業務により得られたデータ及び記録は、本県に帰属するものとし、本県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (3) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、委託者である本県から提供された資料は、第三者に提供したり目的以外に使用したりしないこと。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (6) 本業務の遂行に当たって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、県に報告すること。
受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に県に報告し、対応を協議すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方が協議の上、決定する。